

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 6

処 分 名	浄化槽保守点検業者登録	
処 分 の 概 要	申請書の提出があった場合には登録を拒否する場合を除き、浄化槽保守点検業者登録簿に記載・登録証を交付する。	
根 拠 法 令 名	松山市浄化槽保守点検業者登録条例(平成10年条例第14号)	
条 項	第5条第1項	
所 管 課	環境指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	30日	
標準処理期間	計	30日
判断基準	<p>申請者が浄化槽保守点検業者登録条例の第6条第1条第1号～第7号に該当しないものであること、申請書に虚偽の記載がないこと等を審査基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市浄化槽保守点検業者登録条例</p> <p>(登録の実施) 第5条 市長は、申請書の提出があった場合においては、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。 2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちに当該登録に係る申請者に浄化槽保守点検業者登録証(以下「登録証」という。)を交付しなければならない。 3 登録簿は、一般の閲覧に供する。</p> <p>(登録の拒否) 第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (2) 第15条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者 (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第15条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分の日から2年を経過しないもの (4) 第15条第1項の規定により浄化槽保守点検業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者 (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの (7) 第12条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>第12条 浄化槽保守点検業者は、本市の区域内に営業所を設置し、当該営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。 2 前項の浄化槽管理士は、浄化槽の清掃を行う者との緊密な連携を図る等浄化槽の管理が適正に行われるよう、専任でなければならない。ただし、営業区域内の浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。 3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。 4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触する場合は、その日から2週間以内に、これらの規定に適合させるため必要な措置を採らなければならない。 5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行わなければならない。 6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。 7 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、清掃が必要であると認めるときは、速やかに当該浄化槽の管理者及び浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあっては委託を受けている浄化槽清掃業者に、その旨を通知しなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

保守点検業者



※申請書を提出。

松山市環境部環境指導課



※申請手数料の納付書発行。

保守点検業者



※申請手数料を納付。

松山市環境部環境指導課



※納付確認後、申請書を受理。愛媛県浄化槽協会に対し、事前指導の実施を依頼。

愛媛県浄化槽協会



※事前指導を実施し、審査後、結果を市へ報告。

松山市環境部環境指導課



※愛媛県浄化槽協会の結果を踏まえ、審査後、すみやかに登録(更新)手続きを行い、協会を通じて登録書を交付。

保守点検業者

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。